開札後の手続フローチャート

広島地方裁判所

開札期日

約１週間後
※農地は約1か月後

売　却　決　定

※許否の結果について，通知はいたしません。当庁物件閲覧室に掲示しますので，そちらでご確認ください。

許　　可

- １週間以内に不服申立（執行抗告）
  → 抗告審（高等裁判所）へ
- １週間経過
  → 確　定

不　許　可

- １週間経過
  → 確　定
- １週間以内に不服申立て（執行抗告）可能
  → 抗告審（高等裁判所）へ

代金納付期限指定・通知

特別送達（書留の一種）で送付

期限内に，
　残代金を納付（専用の振込用紙で振り込み，振込証明書と保管金提出書を裁判所会計課窓口へ提出）
　同時に以下の書類等を裁判所民事執行係に提出
- 登録免許税（収入印紙又は領収証書）
- 郵便切手
- 買受人の住民票（個人）
  ※住民票は，マイナンバーの記載のないもの（マスキング不可）又は商業登記事項証明書（法人）
- 買受物件の登記事項全部証明書
- 買受物件の固定資産評価証明書

注意!!
振り込んだだけでは代金を納付したことにはなりません。

約3週間

代　金　納　付　期　限

※期限内に代金納付がない場合，保証金は返還されません。